

# 自己点検表

各点検項目について確認した結果を「点検結果」の □ に ✓ チェックし、不適の場合はその事由等を記載してください。

事業所名( )

## ○集団指導

※根拠

＞介護保険施設等の指導監督について(令和4年3月31日付老発0331第6号、厚生労働省老健局長通知、別添1「介護保険施設等指導指針」)

点検項目	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法、その他
		適	不適	
集団指導	<p>本市が実施する集団指導に出席等していますか。</p> <p>＜過去2年の出席状況＞            令和 年度・・・(出席・欠席)            令和 年度・・・(出席・欠席)</p> <p>※「欠席」したことがある場合は、右側の「不適」の場合の事由等の欄に「欠席」した理由を記載してください。</p> <p>＞集団指導の内容は参加者が参加する意味のあるものとなるように、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容、高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等を中心としたカリキュラムとすることから、本市は集団指導への参加を重要であるものと考えています。</p> <p>＞集団指導を欠席した場合、当日の資料には掲載のない情報も含め貴重な伝達の機会が失われることから、欠席した事業所については、次回集団指導は、必ず出席してください。</p>	□	□	

## ○(介護予防)小規模多機能型居宅介護 (定義及び基本方針、人員、設備、運営の基準)

※根拠

＞介護保険法(以下「法」という。)

＞鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「条例」という。)

＞鹿児島市指定地域密着型介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(以下「予防条例」という。)

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
<b>I 定義及び基本方針</b>				
1. 定義 法第8条第19項	「小規模多機能型居宅介護」とは、居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。			
法第8条の2第14項	「介護予防小規模多機能型居宅介護」とは、居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。			
2. 基本方針 条例第81条	指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようになっている。	□	□	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
2. 基本方針 予防条例第43条	指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<b>II 人員に関する基準</b>				
1. 従業者の員数等 条例第82条 予防条例第44条 1-1. 介護従業者	(1) 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯 常勤換算方法で、通いサービスの提供に当たる者をその利用者が3人又はその端数を増すごとに1人以上及び訪問サービスの提供に当たる者を1人以上としていますか。  ➢3人（利用者）：1人以上（従業者）+1人以上（訪問サービス担当）  ➢利用者の数は、前年度の平均値とすること。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 夜間及び深夜の時間帯 夜間及び深夜の勤務に当たる者を1人以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上配置していますか。  ➢宿泊サービスの利用者がいない場合 夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、上記の従業者を置かないことができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 従業者のうち1人以上は、常勤の者ですか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 従業者のうち1人以上は、看護師又は准看護師ですか。  ➢看護職員については、常勤・非常勤の別を問わない。  ➢サテライト型の事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 次に掲げる施設等以外の、他の施設等の職務と兼務していませんか。  <介護職員> 事業所に併設されている次の施設等の職務に従事することができる。 ・認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院  <看護師又は准看護師> 事業所の同一敷地内にある次に掲げる施設等の職務に従事することができる。 ・上記の施設等、居宅サービスの事業を行う事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-2. 介護支援専門員	(1) 登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置いていますか。  ➢ただし、利用者の処遇に支障がない場合次に掲げる職務に従事することができる。 ①当該事業所の他の職務。 ②当該事業所に併設する施設等の職務。 ・認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護療養型医療施設又は介護医療院	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
1-2. 介護支援専門員	<p>(2) 介護支援専門員は、厚生労働大臣が定める研修を修了している者ですか。</p> <p>➢ 厚生労働大臣が定める研修 →「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」 →修了日( )</p> <p>➢ サテライト型事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する上記の研修修了者として行うことができる。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2. 管理者 条例第83条 予防条例第45条	<p>(1) 事業者は、サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。</p> <p>① 当該事業所の従業者としての職務に従事する場合。 ② 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合。</p> <p>➢ サテライト型事業所の管理者については、事業所の管理上支障がない場合は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。</p> <p>➢ 管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護職員又は介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けられない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(2) 管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。 →下記の事項について記載してください。</p> <p>・兼務の有無(有・無) ・当該事業所内で他職務を兼務している場合はその職務名( ) ・他の事業所の職務を兼務している場合は、その事業所名、職務名及び兼務事業所における1週間当たりの勤務時間数 事業所名:( ) 職種名:( ) 勤務時間:( )</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(3) 管理者は、次に掲げる①、②のいずれも満たす者ですか。</p> <p>① 以下の事業所等の従業者又は訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者。 ・特別養護老人ホーム、通所介護事業所、介護老人保健施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等 ② 厚生労働大臣が定める研修を修了している者。 →「認知症対応型サービス事業管理者研修」 →研修修了日( )</p> <p>※みなし措置 下記の研修を修了している者は、既に必要な研修を修了しているものとみなします。 ア. 「実践者研修」又は「基礎課程研修」 上記の研修を修了した者であって、平成18年3月31日に、現に特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の職務に従事している者。 イ. 「認知症高齢者グループホーム管理者研修」</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
3. 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者  条例第84条 予防条例46条	(1)事業者の代表者は、次に掲げる①、②のいずれも満たす者ですか。  ①以下の事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者。 ・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等  ②厚生労働大臣が定める研修を修了している者 →「認知症対応型サービス事業開設者研修」 →研修修了日( )  ※みなし措置 下記の研修を修了している者は、既に必要な研修を修了しているものとみなします。 ア.「実践者研修」又は「実践リーダー研修」、 「認知症高齢者グループホーム管理者研修」 イ.「基礎課程」又は「専門課程」 ウ.「認知症介護指導者研修」 エ.「認知症高齢者グループホーム開設者研修」	□	□	
	(2)代表者(社長・理事長等)は、代表交代時においては、半年後又は次回研修日程のいずれか早い日までに必要な研修を修了していますか。  ※代表者交代時に研修が開催されておらず、研修を受講できずに代表者に就任できないケースがあることから、代表交代時においては、半年後又は次回研修日程のいずれか早い日までに修了すれば良いこととすられました。 なお、新規に事業者が事業を開始する場合については、事前の準備期間があり、代表交代時のような支障があるわけではないため、代表者としての資質を確保する観点から、原則どおり、新規指定時において研修を修了していることが必要となります。	□	□	
<b>Ⅲ 設備に関する基準</b>				
1. 登録定員及び利用定員  条例第85条 予防条例第47条	(1)登録定員 登録定員を29人以下としていますか。 (サテライト型事業所にあつては、18人以下としていますか。)  ➤利用者との関係のなじみながらサービスを提供する観点から、利用者は1か所の事業所に限って利用者登録を行うことができるものであり、複数の事業所の利用は認められない。	□	□	
	(2)利用定員 次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を定めていますか。  <通いサービス> ⇒登録定員の2分の1から15人まで (サテライト型事業所にあつては、2分の1から12人まで) ※25人を超える場合は、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員  登録定員                      利用定員 26人又は27人    ⇒    16人 28人                            ⇒    17人 29人                            ⇒    18人  <宿泊サービス> ⇒通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで (サテライト型事業所にあつては、3分の1から6人まで)	□	□	
2. 設備等  条例第86条 予防条例第48条	(1)事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備、備品等を備えていますか。	□	□	
	(2)居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有していますか。	□	□	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
2. 設備等  条例第86条 予防条例第48条	(3) 宿泊室  ①一の宿泊室の定員は、1人としていますか。 ※利用者の処遇に必要と認められる場合は、2人とすることができる。 ②一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としていますか。 ③ ①及び②を満たす宿泊室(以下「個室」という。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されていますか。 ※プライバシーが確保された居間については、③の個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。	□	□	
3. 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備  平成21年4月消防法施行令  条例第86条 予防条例第48条	消火設備及び必要な備品を整備し、6ヶ月に一度の消防設備点検はできていますか。  ➢用途区分:(6)項口に定める必要となる消防用設備を備えること。  ○全ての小規模多機能型居宅介護事業所で必要な消防用設備 →誘導灯、消火器、スプリンクラー、自動火災報知設備、火災通報装置(自動火災通報設備と連動して起動すること)  ○面積等に応じて必要な消防用設備 ・屋内消火栓設備:用途に供する床面積が700㎡以上 ・漏電火災警報器:用途に供する床面積が300㎡以上 ・非常警報設備:収容人員50人以上 ・その他、消防及び防災部に確認のうえ、設置すること。  →過去3年間の消防設備点検実施日 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	□	□	
<b>IV 運営に関する基準</b>				
1. 内容及び手続の説明及び同意  条例第108条準用条例第9条 予防条例第65条準用予防条例第11条	(1) あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して懇切丁寧に説明を行っていますか。  ➢利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 ①運営規程の概要 ②従業者の勤務の体制 ③事故発生時の対応 ④苦情処理の体制 ⑤提供するサービスの第三者評価の実施状況  (2) 当該事業所からサービスの提供を受けることについて、利用申込者の同意を得ていますか。	□	□	
2. 提供拒否の禁止  条例第108条準用条例第10条 予防条例第65条準用予防条例第12条	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。  ➢正当な理由の例 ①事業所の現員から応じきれない場合 ②申込者の居住地が通常の事業の実施地域外 ③その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難と認められる場合	□	□	
3. サービス提供困難時の対応  条例第108条準用条例第11条 予防条例第65条準用予防条例第13条	利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	□	□	
4. 受給資格等の確認  条例第108条準用条例第12条 予防条例第65条準用予防条例第14条	サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護サービスを提供するように努めていますか。  ➢サービス提供票や小規模多機能型居宅介護計画書等に保険者番号、要介護状態区分、有効期間等を記載することが望ましい。	□	□	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
5. 要介護(支援)認定の申請に係る援助  条例第108条準用条例第13条 予防条例第65条準用予防条例第15条	(1) 利用申込者が要介護認定又は要支援認定を受けていない場合は、既に要介護認定の申請をしているか確認していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 利用者が要介護認定又は要支援認定を申請していない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。  > 居宅介護支援が行われていない利用者の場合であって、必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6. 心身の状況等の把握  条例第87条 予防条例第49条	サービスの提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。  > サービス担当者会議の開催状況や事業所の出席状況は適切か。開催されていない場合は、それに代わる手法は適切なものか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7. 居宅サービス事業者等との連携  条例第88条 予防条例第50条	(1) サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者(※)その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。  ※介護予防事業においては、介護予防支援事業者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 小規模多機能型居宅介護事業者は、小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 事業者は、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8. 身分を証する書類の携行  条例第89条 予防条例第51条	事業者は、従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。  > 身分証の様式は任意の様式となるが、当該訪問介護サービスの提供に当たる者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
9. サービスの提供の記録  条例第108条準用条例第20条 予防条例第65条準用予防条例第21条	(1) サービスを提供した際は、当該サービスの提供日及び内容、当該サービスについて利用者に代わって支払いを受けるサービス費の額その他必要な事項を書面に記録していますか。  > 利用者及び事業者が、その時点での区分支給限度基準額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、サービスの提供日、サービス内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) サービスを提供した際は、(1)の記録をするとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。  > 「その他適切な方法」 例: 利用者の用意する手帳等に記載する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
10. 利用料等の受領  条例第90条 予防条例第52条	(1) 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際は、その利用者から利用料の一部として利用者負担分の支払を受けていますか。  > 利用者負担額(介護保険負担割合証に定める割合の額)の支払いを受けていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
10. 利用料等の受領 条例第90条 予防条例第52条	(2) 法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 利用者から受けることができる次の費用の額以外の支払を利用者から受けていませんか。 ①利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ②利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額 ③食事の提供に要する費用 ④宿泊に要する費用 ⑤おむつ代 ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用  > あいまいな名目による費用の徴収を認めないことから運営規程等に明示されることが必要である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) (3)について、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
11. 保険給付の請求のための証明書の交付 条例第108条準用条例第22条 予防条例第65条準用予防条例第23条	法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。  →事例:(有・無)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
12. 指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針 条例第91条	(1) サービスは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
12-2. 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針 予防条例第66条	(1) サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、その結果を公表し、常にその改善を図っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 事業者は、サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 事業者は、サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
13. 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針 条例第92条 予防条例第67条	(1) サービスは、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行っていますか。  (予防も同様)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他	
		適	不適		
13. 指定小規模多機能型居宅介護の具体的な取扱い方針  条例第92条 予防条例第67条	(2) サービスは、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか。  (予防も同様)  ➤ 利用者が日常生活を送る上で自らの役割を持つことにより、達成感や満足感を得、自信を回復するなどの効果が期待されるとともに、利用者にとって自らの日常生活の場であると実感できるよう必要な援助を行うこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(3) サービスの提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。  (予防) サービスの提供に当たっては、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(4) 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。  (予防も同様)  ➤ 「サービスの提供方法等」とは 小規模多機能型居宅介護計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含むもの。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(5) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていませんか。 (予防も同様)  → 事例:( 有 ・ 無 )  ※ 利用者の身体拘束が認められるのは、『切迫性』『非代替性』『一時性』の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが、極めて慎重に実施されているケースに限られます。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(6) 事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 (予防も同様)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	※令和7年4月1日より、義務化となります。	(7) 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていますか。 (予防も同様)  イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。  ➤ 関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。  □ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。  ハ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。  ➤ 新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
13. 指定小規模多機能型居宅介護の具体的な取扱方針  条例第92条 予防条例第67条	(8) 通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いていませんか。 ※登録定員のおおむね3分の1以下が目安となる。 (予防も同様)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(9) 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供していますか。 ※適切なサービスとは、1の利用者に対して、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを合わせて概ね週4回以上行うことが目安となる。 (予防も同様)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
14. 居宅サービス計画の作成  条例第93条 予防条例第67条	(1) 管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 介護支援専門員は、(1)の居宅サービス計画の作成に当たっては、居宅介護支援等基準第13条各号の(3)から(27)【以下の(3)～(28)に同じ】に掲げる具体的取組方針に沿って行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に居宅サービス等の利用が行われるようにしていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(7) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(8) 介護支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っていますか。 この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(9) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
14. 居宅サービス計画の作成  条例第93条 予防条例第67条	(10) 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。 ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。  ➢ やむを得ない理由がある場合とは、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師の意見を勘案して必要と認める場合のほか、開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合、居宅サービス計画の変更であって、利用者の状態に大きな変化が見られない等における軽微な変更等が想定される。	□	□	
	(11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。	□	□	
	(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際は、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していますか。	□	□	
	(13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等の指定居宅サービス等条例において位置付けられている計画の提出を求めていますか。  ➢ 個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認すること。	□	□	
	(14) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、モニタリングを行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っていますか。	□	□	
	(14-2) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供していますか。	□	□	
	(15) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次の①、②について行っていますか。  イ 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。  ロ イの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者 に面接することができるものとする。  ① テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。 ② サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 i 利用者の心身の状況が安定していること。 ii 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。 iii 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること  ハ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。  ➢ 特段の事情とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、面接ができない場合を主として指し、介護支援専門員に起因する事情は含まれない。特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておく必要がある。	□	□	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
14. 居宅サービス計画の作成 条例第93条 予防条例第67条	(16) 介護支援専門員は、次の①又は②の場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。 ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。  ➤ やむを得ない理由がある場合とは、担当者が会議への参加ができなかった場合、居宅サービス計画の変更から間もない場合、利用者の状態に大きな変化が見られない場合等が想定される。  ① 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合 ② 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合	□	□	
	(17) (3)～(13)の規定は、(14)に規定する居宅サービス計画の変更について、同様に取り扱っていますか。	□	□	
	(18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。  →事例(有・無)	□	□	
	(19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合は、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行っていますか。  →事例(有・無)  ※特に、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては、医療機関からの退院患者において、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療サービスを含む居宅サービス計画を作成することが望ましい。	□	□	
	(20) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師の意見を求めていますか。  →事例(有・無)  ➤ 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。	□	□	
	(21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとする。 また、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行っていますか。  →事例(有・無)	□	□	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
14. 居宅サービス 計画の作成  条例第93条 予防条例第67条	<p>(22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載していますか。</p> <p>➢福祉用具の特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要がある。</p> <p>➢福祉用具の適時適切な利用及び利用者の安全を確保する観点から福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることやそれぞれのメリット・デメリット等、利用者の選択に資するよう、必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>➢対象福祉用具の提案を行う際、利用者の心身の状況の確認に当たっては、利用者へのアセスメントの結果に加え、医師やリハビリテーション専門職等からの意見聴取、退院・退所前カンファレンス又はサービス担当者会議等の結果を踏まえることとする。医師の所見を取得する具体的な方法は、主治医意見書による方法のほか、診療情報提供書又は医師から所見を聴取する方法が考えられる。</p> <p>➢対象福祉用具の場合については、福祉用具専門相談員によるモニタリングの結果も踏まえること。 (対象福祉用具：スロープ(工事を伴わない)、歩行器(歩行車を除く)、歩行補助つえ、単点杖(松葉づえを除く)、多点杖)</p> <p>→事例(有・無)</p>	□	□	
	<p>(23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載していますか。</p> <p>→事例(有・無)</p>	□	□	
	<p>(24) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者による趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成していますか。</p> <p>→事例(有・無)</p>	□	□	
	<p>(25) 事業者は、地域ケア会議から、個別ケースの支援内容の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合は、これに協力するよう努めていますか。</p> <p>→事例(有・無)</p>	□	□	
15. 法定代理受領 サービスに係る報告  条例第94条 予防条例第54条	<p>事業者は、毎月、連合会に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出していますか。</p>	□	□	
16. 利用者に対する 居宅サービス計画等 の書類の交付  条例第95条 予防条例第55条	<p>事業者は、登録者が他の小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合は、当該登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。</p>	□	□	
17. 小規模多機能型 居宅介護計画の作成  条例第96条 予防条例第67条	<p>(1) 事業所の管理者は、介護支援専門員に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させていますか。</p>	□	□	
	<p>(2) 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めていますか。</p> <p>(予防も同様)</p>	□	□	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
17. 小規模多機能型 居宅介護計画の作成  条例第96条 予防条例第67条	(3) 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行っていますか。  (予防も同様)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。  (予防も同様)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付していますか。  (予防も同様)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6) 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常にその計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行っていますか。  (予防も同様)  ➤(6)に規定する計画の変更は、(2)から(5)までの規定に準じて行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(7) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(8) 介護支援専門員等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(9) 介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更にあつては、上記に準じて行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
18. 介護等  条例第97条 予防条例第68条	(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っていますか。  ➤たんの吸引等を行う場合は、「喀痰吸引等研修」又は平成28年度以降の介護福祉士「実地研修」を受講した介護福祉士及び介護職員等が、「認定特定行為業務従事者」として県から認定証の交付を受けた上で、「登録特定行為事業者」として県に登録する必要があります。  →介護職員による喀痰吸引等の実施事例(有・無)  →看護職員以外による褥瘡等の処置事例(有・無)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と従業者が共同で行うよう努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
19. 社会生活上の便宜の提供等  条例第98条 予防条例第69条	(1) 事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
19. 社会生活上の 便宜の提供等  条例第98条 予防条例第69条	(2)事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3)事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
20. 利用者に関する 市への通知  条例第108条準用条 例第28条 予防条例第65条準 用予防条例第24条	利用者が以下のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。  > 正当な理由なくサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき  > 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
21. 緊急時等の対応  条例第99条 予防条例第56条	利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は当該事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
22. 管理者の責務  条例第108条準用条 例第59条の11 予防条例第65条準 用予防条例第26条	(1)管理者は、従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2)管理者は、従業者に小規模多機能型居宅介護の運営に関する基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
23. 運営規程  条例第100条 予防条例第57条	以下の事項を運営規程に定めていますか。  (1)事業の目的及び運営の方針 (2)従業者の職種、員数及び職務の内容 (3)営業日及び営業時間 (4)指定小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 (5)指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 (6)通常の事業の実施地域 (7)サービス利用に当たっての留意事項 (8)緊急時等における対応方法 (9)非常災害対策 ※策定している非常災害対策の計画名(火災、地震等)を明記すること。 (10)地域との連携等 (11)虐待の防止のための措置に関する事項 (12)その他運営に関する重要事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
24. 勤務体制の確保 等  条例第108条準用条 例第59条の13 予防条例第65条準 用予防条例第28条	(1)事業者は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。  > 事業所ごとに、月ごとの勤務表を作成し、以下の①～④について明確にすること。 ①従業者の日々の勤務時間 ②常勤・非常勤の別 ③専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置 ④管理者との兼務関係	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2)当該事業所の従業者等によってサービスを提供していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3)事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。  > 全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
24. 勤務体制の確保等 条例第108条準用条例第59条の13 予防条例第65条準用予防条例第28条	(4) 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
25. 業務継続計画の策定等 条例第108条準用条例第32条の2 予防条例第65条準用予防条例第28条の2	(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていますか。  ※感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
26. 定員の遵守 条例第101条 予防条例第58条	(1) 登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービスの提供を行っていませんか。  ➢ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) (1)の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における(介護予防)小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、事業者は、市が認めた日から鹿児島市介護保険事業計画(法第117条第1項に規定するの市町村介護保険事業計画をいう。)の終期まで(市が次期の鹿児島市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の鹿児島市介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービスの提供を行うことができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
27. 非常災害対策 条例第102条 予防条例第59条	(1) 事業所の立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に対する具体的計画を立てていますか。  ➢火災・地震に関する計画に加え、風水害等、各々の施設の属する地域・地形などを考慮し、起こりうる災害に対し、網羅的に対応できていますか。 ➢上記計画に以下の項目が含まれていますか。 ①介護保険施設等の立地条件(地形等) ②災害に関する情報の入手方法 (「避難準備情報」等の情報の入手方法確認等) ③災害時の連絡先及び通信手段の確認 (自治体、家族、職員等) ④避難を開始する時期、判断基準 (「避難準備情報発令」時等) ⑤避難場所(市町村指定避難場所、施設内の安全スペース等) ⑥避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等) ⑦避難方法(利用者ごとの避難方法(車イス、徒歩等)) ⑧災害時の人員体制、指揮系統 (災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等) ⑨関係機関との連携体制 ※起こりうる災害の範囲について疑義がある場合は、消防及び防災部局と協議の上、決定すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) (1)の具体的計画の内容について、従業者及び利用者に分かりやすく事業所内に掲示していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	



点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
30. 掲示 条例第108条準用条例第34条 予防条例第65条準用予防条例第32条	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ・重要事項を事業所の見やすい場所に掲示しているか。 ・掲示内容が実際のサービス内容と一致しているか。 ・重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 ・原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 (令和7年4月1日から施行) ※ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
31. 秘密保持等 条例第108条準用条例第35条 予防条例第65条準用予防条例第33条	(1)従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 ➢研修等の機会を利用して周知徹底するなどの対策を講じること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2)当該事業所の従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ➢従業員との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの対策を講じていること。(誓約書や就業規則)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3)サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 (サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意で可)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
32. 広告 条例第108条準用条例第36条 予防条例第65条準用予防条例第34条	広告をする場合において、その内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか。 ・パンフレット(有・無) ・ホームページ(有・無) ・介護サービス情報公表システムへの掲載( 年 月 日)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
33. 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 条例第108条準用条例第37条 予防条例第65条準用予防条例第35条	居宅介護支援事業者(※)又はその従業員に対し、利用者に対する特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 ※介護予防事業においては、介護予防支援事業者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
34. 苦情処理 条例第108条準用条例第38条 予防条例第65条準用予防条例第36条	(1)提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 →苦情を受け付けるための窓口(有・無) →苦情処理体制等に関する重要事項説明書への記載(有・無)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2)(1)の苦情を受け付けた場合は、その内容等を記録していますか。 ➢事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、苦情の内容等を記録すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3)苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
34. 苦情処理 条例第108条準用条 例第38条 予防条例第65条準 用予防条例第36条	(4) 提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出等に応じ、利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。  →事例(有・無)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 市からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市に報告していますか。  →事例(有・無)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6) 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。  →事例(有・無)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(7) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。  →事例(有・無)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
35. 調査への協力等 条例第104条 予防条例第61条	提供したサービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切なサービスが行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
36. 地域との連携等 条例第108条準用第 59条の17 予防条例第65条準 用予防条例第39条	(1) サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、その評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。  →運営推進会議の開催月 今年度( ) 前年度( ) 前々年度( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 運営推進会議への報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表していますか。  ➢運営推進会議の記録については、事業所からの活動状況報告だけでなく、構成員からの評価、要望、助言等も記録すること。また、記録は5年間保存すること。  ➢公表については、事業所内でファイル等に綴り自由に閲覧できるようにする、すべての利用者の家族に対し、運営推進会議の記録を配布する等個人情報の取扱いに十分配慮したうえで、広く公表すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 運営推進会議を複数の事業所と合同で開催していますか。  ➢運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合は、認められます。  ①利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 ②同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。 ③合同して開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。 ④外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行うこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
36. 地域との連携等 条例第108条準用第59条の17 予防条例第65条準用予防条例第39条	(4)事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5)事業の運営に当たっては、提供した小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6)事業者は、事業者の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めていますか。  >高齢者向け集合住宅と同一の建物に所在する事業所が、その住宅に居住する高齢者にサービスを提供する場合、いわゆる「囲い込み」による閉鎖的なサービス提供が行われないよう、地域包括ケア推進の観点から地域の利用者にもサービス提供を行うことに努めること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
37. 居住機能を担う併設施設等への入居 条例第106条 予防条例第63条	可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が次に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めていますか。  >居住機能を担う併設施設 ・認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設又は介護療養型医療施設	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
38. 事故発生時の対応 条例第108条準用条例第40条 予防条例第65条準用予防条例第37条	(1)利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。  →事故事例(有・無)  →市への事故報告事例(有・無)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2)(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。また、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。  >利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者が定めておくことが望ましい。 →事故対応マニュアル(有・無)  >同様の事故を繰り返さないための組織的な取り組みに関する認識をもつことが重要。 →組織的な分析・検討(有・無)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3)利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。  >賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 →損害賠償保険への加入(有・無)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
39. 虐待の防止 条例第108条準用条例第40条の2 予防条例第65条準用予防条例第37条の2	事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。  ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ②事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ③事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ④①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
40. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置  条例第106条の2 予防条例第63条の2  <div style="background-color: red; color: white; padding: 2px;">※令和9年4月1日より、義務化となります。</div>	事業者は、当該事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催していますか。  ※事務負担軽減の観点等から、本委員会は、他に事業運営に関する会議(事故発生の防止のための委員会等)を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。本委員会は事業所毎に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。  ※委員会の名称について、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の名称を用いても差し支えない。	□	□	
41. 会計の区分  条例第108条準用条例第41条 予防条例第65条準用予防条例第38条	事業所ごとに経理を区分するとともに、小規模多機能型居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	□	□	
42. 記録の整備  条例第107条 予防条例第64条	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。  (2) 利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。  ① 居宅サービス計画 ② 小規模多機能型居宅介護計画 ③ 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ④ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑤ 市への通知に係る記録 ⑥ 苦情の内容等の記録 ⑦ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑧ 運営推進会議への報告、評価、要望、助言等の記録	□	□	
43. 電磁的記録等  条例第203条 予防条例第91条	1 指定地域密着型(介護予防)サービス事業者及び指定地域密着型(介護予防)サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、条例の規定において書面(被保険者証に関するものを除く。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。  2 指定地域密着型(介護予防)サービス事業者及び指定地域密着型(介護予防)サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。			
<b>V 変更の届出等</b>				
介護保険法第78条の5  介護保険法第115条の15	当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該事業を再開したときは、10日以内に、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を市に届け出ていますか。  ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 登記事項証明書又は条例等 ④ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要 ⑤ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥ 運営規程 ⑦ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容 ⑧ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援の体制の概要 ⑨ 地域密着型介護サービス費の請求に関する事項 ⑩ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号	□	□	